

第百十三回国参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和六十三年十二月二十日(火曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

十二月九日

木宮 和彦君  
猪熊 重二君

補欠選任

岡野 裕君  
峯山 昭範君

十二月十日

岡野 裕君  
山口 哲夫君

補欠選任

鳩山威一郎君  
菅野 久光君

十二月十九日

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

大城 眞順君  
板垣 正君  
名尾 良孝君  
永野 茂門君  
久保田眞苗君

委員

大島 友治君  
大浜 方栄君  
岡田 広君  
亀長 友義君  
古賀雷四郎君  
松垣徳太郎君  
菅野 久光君  
野田 哲君  
飯田 忠雄君  
吉川 春子君  
柳澤 錬造君

國務大臣

政府委員

國務大臣 小淵 惠三君  
(内閣官房長官)  
國務大臣 高島 修君  
(総務庁長官)  
國務大臣 田澤 吉郎君  
(防衛庁長官)

内閣官房内閣外  
政審議室長 藤田 公郎君  
兼内閣総理大臣  
官房外政審議室  
長 内海 倫君  
人事院総裁 中島 忠能君  
人事院事務総局  
給与局長 山田 馨司君  
総務庁長官官房  
長 増島 俊之君  
審議官 勝又 博明君  
兼内閣審議官 日吉 章君  
総務庁人事局長 児玉 良雄君  
防衛庁防衛局長 藤井 一夫君  
防衛庁経理局長 山本 雅司君  
防衛庁装備局長 弘法堂 忠君  
防衛施設庁総務  
部長 加戸 守行君  
文部大臣官房長  
原 度君

事務局側

説明員

常任委員会専門  
員 奥田與志清君  
文部大臣官房人  
事課長 松田 研一君  
自治省行政局公  
務員部給与課長

本日の會議に付した案件

○一般職の職員給与等に関する法律及び国家公

務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員給与に関する法律及び国際花と  
緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)

○委員長(大城眞順君) ただいまから内閣委員会  
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。  
去る十二月九日、木宮和彦君及び猪熊重二君が  
委員を辞任され、その補欠として岡野裕君及び峯  
山昭範君が選任されました。

また、去る十二月十日、岡野裕君が委員を辞任  
され、その補欠として鳩山威一郎君が選任されま  
した。

また、昨十九日、山口哲夫君が委員を辞任され、  
その補欠として菅野久光君が選任されました。

○委員長(大城眞順君) 一般職の職員給与等  
に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する  
法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与  
等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表  
の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律  
案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま  
す。高島総務庁長官。

○國務大臣(高島修君) ただいま議題となりまし  
た一般職の職員給与等に関する法律及び国家公  
務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する  
法律案及び特別職の職員給与に関する法律及び  
国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時

措置法の一部を改正する法律案について、一括し  
てその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ  
ます。

まず、一般職の職員給与等に関する法律及び  
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改  
正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月四日、一般職の職員給与の改定を内  
容とする人事院勧告及び寒冷地手当の改定を内容  
とする人事院勧告が行われました。政府として  
は、これらの内容を検討した結果、一般職の職員  
の給与については人事院勧告どおり本年四月一日  
から実施することが適当であり、また、寒冷地手  
当についても人事院勧告どおり来年の基準日から  
実施することが適当であると考え、一般職の職員  
の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手  
当に関する法律について所要の改正を行うことと  
し、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を申し  
上げます。

まず、一般職給与法の改正関係について申し上げ  
ます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を人事院勧告ど  
おりそれぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯  
科医師に対する支給月額の限度額を二十四万六千  
円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に  
対する支給月額の限度額を四万四千五百円に引き  
上げることとしております。

第三に、扶養手当について、子、孫及び弟妹に  
係る扶養親族の要件を満十八歳に達する日以後の  
最初の三月三十一日までとし、配偶者に係る支給  
月額を一万六千円、配偶者のない職員の扶養親族  
のうち一人に係る支給月額を一万五百円に引き上

げることとしております。

第四に、住居手当について、月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員に係る二分の一加算限度額を一万五百円に引き上げることとしております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万六千四百円に引き上げることとしております。

次に、寒冷地手当法の改正関係について申し上げます。

寒冷地手当の加算額について、北海道に在勤する職員にあつては、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ改定することとし、その他の地域に在勤する職員にあつては、その限度額を改定することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定することとしております。

続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしております。

具体的には、内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣は百八十三万五千円、国務大臣等は百三十三万八千円、内閣法制局長官等は百二十七万九千円とし、その他政務次官以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百九万千円から九十四万八千円の範囲内で改定することとしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十三万八

千円、大使五号俸は百二十七万九千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百八万七千円から七十万二千円の範囲内で改定することとしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員給与改定に準じ、その額を引き上げることとしております。

第二に、常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の支給限度額を、一般職の委員の日額手当の改定に準じ、引き上げることとしております。

第三に、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百八万八千円に引き上げることとしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定することとしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(大城眞順君) 次に、田澤防衛庁長官。○国務大臣(田澤吉郎君) ただいま議題となりまして防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提案された一般職の職員給与等に関する法律の一部改正案に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。

防衛庁職員の給与の改定につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用することとしております。

以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴

う所要の切りかえ措置について規定してあります。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給、扶養手当、住居手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、同法の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(大城眞順君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

○久保田真苗君 総務庁長官に伺います。

初めに、給与法の審議についてきょうになつてしまつたんですけれども、あすの本会議で成立を期待しているわけですが、ベースアップ分の差額がいつ支給されますのか、年内支給がきちんとできるかどうか、そのところをひとつお願いいたします。

○国務大臣(高島修君) 私どもといたしましては、差額分につきましては何とかが年内支給を実現したいというふうな考えがありますが、あすより延びるということだと非常に難しくなるというふうな聞いております。したがしまして、ぜひあすまでに成立をさせていただきたいというふうな思つております。

離島等離れたところにつきましてはやはりかなりの時間を要するわけでありまして、官庁によつて差が出るということは好ましくございませんのでできるだけ同じ日に全部支給できるようにしたいというふうな考えております。

○久保田真苗君 中央、地方とも年内にぜひ支給していただきますよう頑張つていただきたいと思

次に、ODA関係閣僚会議について官房長官に伺います。

この閣僚会議は、閣議了解で設置されておりますね。

これは内閣官房が事務局となつて行政府の公式会議と考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(藤田公郎君) ただいま委員御指摘のとおり、他の同種閣僚会議同様、関係閣僚の方々が集まられまして経済協力問題についての基本政策について意見交換を行つて行政府というふうな認識しております。

○久保田真苗君 これは、とにかくにも閣議了解で成つている公式の会議なんですけれども、この会議に与党の幹事長、総務会長、政務調査会長を初めとしまして参議院議員会長、幹事長代理それから対外経済協力特別委員長、自民党の幹部六役の参加を求めることになっておりますね。なぜ行政府の公式の会議に与党の六役が参加するのか、私にはどうしてもわからないんです。なぜなら、政府の機関は本来政治的に中立であるべきだと思ふんです。

こういうことは、官房長官、私は主管の大臣とされて官房長官の所見を伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(小淵憲三君) この経済協力は、申すまでもありませんが最近の政治問題として極めて重要な問題でございますので、閣僚会議をつくりまして十四閣僚のもつてこの基本的な問題について意見交換していこう、こういうことに相なつたわけでございます。

そこで、御指摘のように自由民主党の役員の方々にも御出席を願うことになつておりますが、これは経済協力の一層効率的かつ総合的推進に資するということから観点からお断りを申し上げておることでございます。このことが行政権に対しての侵犯をするかそういうものでは決してないわけでございます。もともと幾つかの閣僚会議が存しておりますけれども、政党政治という立場で与党の責任ある方々の御意見を拝聴するというこ

とは内閣としても極めて重要なことだということ  
でございまして、各種の閣僚会議に幹事長以下与  
党の幹部の御出席を願っておる例は他にもあるわ  
けでございまして。

○久保田真苗君 他に例があるというのも、ちょ  
っと筋が違わんじやないかと思うんですね。

これは、憲法第六十五条で「行政権は、内閣に  
属する。」ということになっております。第六十六  
条の三項で「内閣は、行政権の行使について、国会  
に対し連帯して責任を負ふ。」となつてゐるんで  
すよね。そして内閣法の第二条二項でも同じこと  
がもう一度うたわれておるわけですよ。

その精神に反してゐるんじゃないんでしょ  
うか。

○政府委員(藤田公郎君) ただいまの委員会の御  
指摘につきましては、先ほどの官房長官の御答弁  
で尽きてゐるかと存じますけれども、いろいろな  
関係閣僚会議がいろいろ問題について設けられ  
ておりますが、その際に、与党でございまして自由  
民主党の役員に参加を求めている場合がございま  
す。その閣僚間の調整の過程で与党の意見を徴す  
ることが望ましいと考えるものについてこの御意  
見を参考にすること、行政権が内閣に属  
するといふ憲法及び内閣法の精神に反する  
ものではないというのが私どもの考え方でござい  
ます。

○久保田真苗君 先ほど官房長官は、できるだけ  
広く御意見を伺うとおっしゃつてゐるんですね。  
それだったら野党も参加したつていいはずで  
すね。

ですけれども、内閣と国会そして政党というも  
のはそれぞれ役割があるのでして、そのところ  
をきつちりとけじめをつけていただかないと与  
党だけが不当に大きな影響力を事前に持つこと  
になるんですね。これは、ここに並んでいらつし  
やる十四閣僚の方たちと与党の幹部の方々、幹事長  
を初めとしまして総務会長、政調会長、その他の  
こういう方たちの方がずっと大きい政治的影響力  
を持つていらつしやるんですよ。こういう方たち

がここにお入りになつて仮に一言も発しないで見  
ていらつしやるだけだつて、それはもうその中の  
協議が非常に影響を受けることは当たり前じゃあ  
りませんか。しかも六人ですよ。これは幾ら何で  
も度が過ぎています。私は、こういう形で官房長  
官がどんどんと政党と政府のけじめをなくしてい  
らつしやるということにつきましましては本当に抗議  
をしたい。

官房長官、どうなんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 法的な意味での、内閣  
と国会と裁判所、三権分立の問題と片や現実には  
政党政治、それから責任政党として内閣に責任を  
負つてゐるという立場で与党のそれぞれの最高責  
任者のお考えというものは極めて重要なものだ  
といふように考へてゐるわけでございます。したが  
いまして、従来から予算の編成にいたしましても  
与党の御理解を得た上で内閣としては最終案を決  
定するといふような慣行にも相なつておることは  
既に御案内のとおりでございます。

したがいまして、本件につきましても、与党の  
それぞれ責任ある立場の皆さんの御意見を拝聴し  
ながら政府としての考へ方を取りまとめる上での  
閣僚会議でございまして、法的に言えば、そこで  
議論されて考へ方がまとまりますれば、当然のこ  
とですがそれを政府の考へ方として決定するため  
には閣議その他の手続を経て行くこととございま  
すので、私も政府といたしましては、与党の考  
へ方をこうした形で承るといふことはある意味で  
はなさなければならぬことの一つでもあるとい  
ふふうには考へるわけでございまして、この点  
御理解をいたしたいと存じます。

○久保田真苗君 ODAにつきましては、金額が  
非常に大きくなつてゐるんですね。しかもどんど  
ん伸びてゐる。したがつて、数々の利権を伴うと  
いふことでこれまでにも幾つかの不祥事や疑惑が  
指摘されてゐるんですよ。六十三年度の一般会計  
一億七千億円で、事業予算一億三千万円、非常  
に巨額になつてゐるんですよ。いよいよこの利  
権に与党が手をつけてきた、

こういうことで今までのODAを決めていくこと  
の原則に對して与党の側からくちばしを入れてい  
るんだというふうなうわさが出てゐるんですよ。  
しかも、リクルート疑惑の解決されないうま  
みの中でこういうことをなさねばなりません。ODAに  
ついての不信感が高まるだろうと思つてゐるん  
です。これ以上やつても仕方ないと思つてくれ  
ども、私は、このODAに関して内閣のあり方がそ  
ういふふうな党利党略でゆがんでいくことに嚴重  
に抗議をしまして、これはぜひやめていただくた  
い、そのことをお願いしておきます。

次に、高石前文部省事務次官の問題でございま  
す。

報道によりますと、高石邦男氏に勸奨退職扱い  
でもつて六千五百万円という退職金が優遇措置で  
支払われております。

このことは確かなんですね。

○説明員(奥田與志清君) お答え申し上げます。  
御指摘のとおりでございます。

○久保田真苗君 とつて、総務庁長官にお伺い  
したいんですけども、総務庁からは昭和六十年  
四月三十日付で「国家公務員退職手当法の運用方  
針」という通達をお出しになつてゐます。この中  
で「退職の主たる理由が選挙に立候補するための  
ものであることが明らかである場合には、勸奨退  
職としては取り扱われないものとする。」というふ  
うになつてゐます。

高石氏の場合、私はまさにこれに該当するんじ  
やないかと思つておられます。総務庁長官の御  
所見を伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(高島修君) ただいま久保田委員御指  
摘のように、選挙に立候補することが明らかなる  
場合には勸奨退職として取り扱われないものとする  
という総務庁長官通達が六十年四月三十日に出さ  
れております。

それで、この選挙に立候補するために辞職した  
かどうかという判断あるいは勸奨退職にする  
かどうかという判断につきましては、当  
該省庁の責任者にその判断がゆだねられておると

ころでございまして、したがいまして事の是非  
につきましまして私の方でとかく申し上げる立場に  
は残念ながらないわけでありまして。

ただ、私もいたしましては、通達の趣旨を  
踏まえて、国民の皆様方の疑惑を招かないように  
疑念を抱かれないように慎重に取り扱つていただ  
きたいといふふうな考へておられます。

○久保田真苗君 文部省の解釈はどうなんです  
か。

○説明員(奥田與志清君) お答えいたします。  
高石前事務次官は昭和六十三年六月十日に退職  
しておりますけれども、次官就任以来約二年に達  
しようとしておりました、通例の人事異動時期で  
もあり人事を刷新し行政効率の維持向上を図ると  
いう趣旨により後進に道を譲つてもらつた後進  
いたしまして、本人もこれに応じたといふことで  
ございまして。

したがいまして、退職手当の問題につきまして  
は、このような場合にはいづゆる勸奨退職といふ  
ことで取り扱うことができるものだといふふう  
に考へましてそのように取り扱つておられます。

○久保田真苗君 人事刷新という解釈のようなん  
ですけれども、次官に就任したのが六十一年六  
月、そしてリクルートの株を譲り受けたのがその  
年の九月、毎日テレビのインタビューにお出にな  
つて事実上の出馬声明をされたのが六十三年三  
月、月刊雑誌で同じように出馬の意思を表明され  
たのがその年の五月、そして在任中の出張は報道  
によりまして三十六回、その中で福岡県、地元が  
十二回といふふうになつておるわけでございます。  
こうなると、明らかに在職時から既に選  
挙に出るといふ意思表示もされたし、そのことの  
ための準備を公職の中で着々とお進めになつた  
といふことがあるんですよ。

私は、ここで問題になるのは、高級公務員の事  
前運動といふものがその役職の権限の中において  
公然と行われてゐるということなんです。総務  
庁長官、もしこういうケースが総務庁長官の通達  
に違背しないといふことであれば、実際問題とし

事務次官や局長などの任期は非常に短いもので、すからすべての者がこれに該当しないということになるんです。これは一片の精神規定であつて、実際には死に文だということだと思ふんですね。もしこのケースが総務庁の通達に何ら規制されないというのであれば、私は総務庁の通達というものの権威は全部もう落ちてしまつて、こう思ふんです。権限の外だと思ふんですけれども、総務庁長官のお立場で、やはりこういう明らかに選挙に出るといふ事前運動がなされていかも公職の中で公金を使つて事前運動がなされていくということについて、何らかのお取り締まりがなされるべきでないかと思ふんです。

○国務大臣(高島修君) 私は違背をしておるとかしてないとかという判断を申し上げているわけではございませんで、私どもの立場からはそれが適當であるとか適當でないとかということをお申し上げかねるということでお申しておるところであります。

したがしまして、文部省なりそれぞれの関係省庁において適切な対処をなさるべきであるというふうにお申しては考えております。

○久保田真苗君 しかし、こういう通達をお出しになつて公務員の綱紀の問題について公式の態度をお出しになるのは総務庁長官のお仕事なんですよ。そういったと、その件についてはあるいは文部省がすることかも知れないけれども、しかしその文部省や何かを全部総合的に扱つて齊一的に皆さんにそういう指示をしていくというお立場はあると思ふんです。

私、ぜひ閣議でこれは発言していただきたいと思ふんです。どうなんでしょうか、このままじゃ幾ら何でも総務庁長官の権威はございませんよ。○政府委員(藤又博明君) 退職手当の支給に当たつては、一義的には任命権者の所管事項でございますが、私どももいたしまして退職手当制度を所管しているものでございますので、個々の事

案につきましては御相談があれば退職手当、勸奨退職の扱ひの趣旨等を徹底いたしましてそれなりの指導をいたしているところでございます。

○久保田真苗君 御相談がございませぬ。○通達をお出しになつた立場、その御責任というものをひととせひ買ひたいと思ふとお願ひしておきます。

さて、防衛庁長官に伺います。

会計検査院の検査についてなんですか、会計検査院から十六日に六十二年度決算検査報告というのが出ていますね。そして防衛庁関係でもって、海目の船舶の国有財産台帳の価格の記載について不適切だ、もう一つ、F15の主燃料ポンプ運用の不適切、この二点について指摘があつたんですね。

この内容について今やつている時間がございせんが、私が特に指摘しておきたいのは、この会計検査院の検査に対して防衛庁が協力的でないというふうなそういうことを仄聞するんですね。協力的でないということはまことに困ります。この会計検査とかそれから総務庁がやつていらつしやる行政監察は、防衛庁といえども決して聖域ではないはずなんです。もしそれが聖域だとすればシビリアンコントロールなんてものはもう防衛庁にはきかない、こういうことになるわけでございますよ。

防衛庁長官はこのことについてどういふふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(藤井一夫君) 防衛庁にいたしましては、会計検査院の検査を受けますに当たりましては従来から必要な時期に必要な説明、資料提出等は十分実施しております。決して防衛庁が会計検査に対して非協力的であるというふうなことはございません。

それで、先生ただいま御指摘いただきましたような報道がございましたから、私どもも困惑いたしました。事実関係を調べてみました。ところが、新聞報道にございます資料要求につきましても検査に支障のないように遅滞なく同院に提

出しております。本件に關しまして私どもも資料提出をおくらせたとか非協力的であつたというふうな事実は全くございません。

○久保田真苗君 それでは、ここにこういうふうにございます。なかなか資料提供が行われなくて、一月月たつてやつと防衛庁から英文の資料がそのまゝ届いたということなんですね。防衛庁が、例えば防衛白書にしましても日ごるなかなか国民の前にそれを早く出すということをやさげない、極端に秘密秘密というふうなやつていらつしやる過去の実績がございまして、私もさもありなんという感じを受けます。しかし、これが間違つてゐるのならそれはそれで結構です。

今後とも防衛庁長官に、ぜひ会計検査、行政監察にはきちんと応じて必要な資料はほとんど提供して防衛庁の会計に誤りなきを期していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいまの久保田先生の御指摘の件につきましては、私たちはこれまでも積極的に協力いたしてゐるわけでございますが、今後とも資料提出等について協力をさせていただきますので御理解をいただきたい、こう思います。

○久保田真苗君 日米共同作戦計画について時間のある限り伺ひたい。

十一月二十四日、石井統合幕僚会議議長の御発言で、新しい日米共同作戦計画の研究に着手するといふことがあつたんですが、その真意について御説明願ひます。

○政府委員(日吉重君) 日米共同作戦計画につきましては、かねがね一つの前提を置きまして研究を行つた点は本国会に對しまして御説明を申し上げたことがあるかと思ひます。

それにつきましては一つの区切りがついてございまして、その後、当委員会でありましたかどうか国会の中でも新たな前提に基づいた研究というものを始めるのではないかとというような御質問等がございまして、私どもとしては、新たな想定に基づきました研究に着手すべく日米間で協議をいたしておりますというふうなことを既に昨年御説

明を申し上げているかと思ひます。その後、日米間で協議を続けてまいりましたが、いろいろな段取り等につきまして話し合ひが進んでまいりましたのでそろそろその研究に本格的に着手し得るような状態にまで進んできたのではないかと、かような認識を持っておりまして、石井統幕議長の見解はそういうふうな状況を踏まえまして記者の質問に對しましてその旨を答えた次第でございます。

○久保田真苗君 その新しい中身についてお答えの中に全然何も入つていないんです。これは次に譲るしかありませんけれども、紛争同時多発下の日本防衛といふことで今までの日本有事あるいは日本の周辺といつたようなものから大きくはみ出して、言われまふところの、例えばヨーロッパ有事の場合でもその第二戦線の構想といふ世界戦略の中に入つていくんじゃないかという心配が大いにあるわけでございます。

私、防衛庁長官にこの際お願いしておきたいんですが、憲法を明らかに逸脱してそして集団自衛権の行使に当たるといふようなこと、これがもし内容にあるということであれば、私はそれは長官に何が何でも抑えていただかなきゃならないと思ふんです。

それで、今度の研究は多分そちらの方向にだんだん踏み込むんじゃないかと思ふので、これを事前に何らかの御注意、例えば集団自衛権の行使とか専守防衛の枠をはみ出すとかさういふことはしないというふうな御指示をやっていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。私、長官に伺つてゐるんです。

○国務大臣(田澤吉郎君) 新たな研究の場合、これまで事前に統幕と内局との間で十分調整しながら進めてまいつております。今後ともそういう調整はしてまいりたい、こう考えております。決して憲法を踏みかじむような研究をしてはいけないといふことは私も常に考えているこ

とでございますので、ただいまの先生のお話については十分私たちが意を用いながら今後新たな研究をしてまいりたい、こう思っております。

○菅野久光君 当初に、今度の国家公務員等に関する給与法等の改正案について、八月の四日に人事院勧告がなされまして、十月の二十五日にこの勧告についての取り扱いが完全実施ということと閣議で決定されました。国会にこの法案が出されたのは十一月二十二日です。閣議決定から約一月、人勧があつてから約三カ月ですが、このようにおくれたことは勧告の趣旨からいっても極めて遺憾だということを私は申し上げなければならぬというふうに思います。

とりわけ今度の御提案は、給与法の改正案と手当の切り下げを内容とする寒冷地手当法の改正案、しかも実施時期の異なるものを一本化して提案しております。この点については何としても納得ができません。特に、寒冷地手当法の改正案は、今申し上げましたように切り下げの提案です。私は、切り下げというのは人事院ができて以来初めてじゃないかなというふうに思います。そういうことでこのことについても十分な議論をしなければいけないというふうに思っております。すけれども、いよいよ暮れが押し迫つて、先ほどの長官の御提案にも「何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。」と、これは決まり文句にしても、わずか二時間ちよつとぐらひで慎重審議というわけにはいかないわけですが、給与法の関係についてはある程度理解ができませんが、引き下げを伴う寒冷地手当の問題については私も北海道出身という立場からいえば北海道に住む公務員の人たちの生活に直接かかわる問題だということでもこの場でもいろいろ論議をしたいと思います。もう限られた時間でありましてから極めて残念でございます。

今回は、寒冷地手当の本体そのものはいじらないで、特に灯油の価格が下がっているということと加算額の問題について減額提案、こういうことになりました。甲地——甲地といつても一般の

方々にはわからないかと思いますが、北海道を三つの地域に区切つて、一番寒い地域を甲地、それから真ん中の地域を乙地、そして道南の割と暖かいところを丙地とこういうふうにしておりまして、甲地では今まで現行十万五千三百円が今度は六万六千五百円、実に一度に三万八千八百円、約三七%引き下げということになります。乙地でも現行八万一千六百円が今度は五万一千六百円、三万円の減、丙地で現行六万一千円が今度の御提案では三万八千六百円、二万二千四百円という大幅な減になっていきます。これは、北海道の地域における経済的な効果の面からいっても大きな影響を受けることは申すまでもありません。

灯油の価格が下がつたという事実は、これは確かに私どもも認めます。北海道に住む公務員の人たちは、実は本州にあるポータブルのようなあああいうものじゃなくて、十数万円もするような暖房器具をつけなくて、燃焼効率が悪い暖房効果もよくないということ、灯油の価格が下がつてちよつと余力があるときにそういうものを買いかえるということなどを含めて経済的にも公務員にとつては大変な、今年度はそのままでありますけれども来年度以降、そういう状況になる。そういうことも人事院ではある程度承知しながらの今度の減額提案だとは思いますが、私も社会党の寒冷地対策特別委員会の事務局長ということも総裁や給与局長にもいろいろお話を申し上げた経過もあります。しかし、やはり北海道に住む公務員にとつて何とか納得ができるというような状況の中でこういう手当の問題についていろいろなされる必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

特に使用量の問題を何度かお話しになりましたけれども、全道平均では一冬約千八百リッターというところでありますが、これは六十一一年の調査でこの年は暖冬だったんですね。しかしそれ以前のは、北海道の消費者協会の暖房用燃料調査によりますと、五十五年以降五十七年ぐらひまで灯油の価格は大変上がった。やっぱり、上がったとき

には暮らしを守るということで使用量が極端に少なくなつていつていっているんですね。暖冬ではありましたが、それでも六十一一年度は、使用量がちよつと上つていっていることがあります。しかし、これも全道平均の使用量でありまして、しかもそれぞれ市町村での抽出が十件だとか十五件だとかという極めて少ない数です。この使用量を一体どのくらいに見るかということも極めて難しいと思うんですね。家屋の構造がどうなっているか、単独の暖房器具があるのか、セントラルヒーティングになっているのか、セントラルヒーティングになっているのか、それから家族の構成によつても受験期の子供を持つていられる家庭は夜中じゅうたいいていますし、そういったようなことを含めていきますと抽出されるところによつていろいろ違うわけでありまして。

例えば、札幌のすぐ近くに当別というところがあります。消費者協会の調査を見ますとここは飛び抜けて多いんですね。平均で見ても札幌が千七百六十六リッターですが、当別は二千九百二十八リッター、全道一高いんじゃないかと思つてますが、そのように非常に差があります。

そこで、非常に難しいことだとは思いますが、けれども、消費者協会のわずかの抽出で平均の灯油の使用量を決めるといふことではなくて、もつと何らかの形で、いわば北海道に住む公務員がこの程度が平均だとなつて納得のいくような形での調査をすべきではないかというふうに思いますが、今回減額勧告をなさつたということも踏まえてその点についてお考えがあればひとつ聞かせていただきたいと思います。このように思います。

○政府委員(内海倫君) 後刻給与局長から答弁申し上げさせていただきますが、勧告に当たりまして減額するということはやはり立場を立つて仰せのようにならざるを得ないことですから、これは私も悩まみをお頭のなかで反映しながら真剣に考えた問題です。その間、皆さん方からもいろいろ御意見も承りましたし、職員団体の皆さんからもいろいろ意見は聞きました。そういうものをいろいろ承りながら、なおかつ寒冷地手当の加算額というものについて、要するに燃料そのものの価格の上下に左右されざるを得ない。これはわずかな低下であればともかく、ここ数年の経過の間における低下というものはかなり大きくなつておりますので、この際ある程度やはり加算額に関する限りは考えざるを得なかつた、そういうことでもございまして決して安易に手をつけたわけではないということをお断りしたいと思います。

なお、いろいろお示し下さつた問題につきましては給与局長から補充をさせていただきます。○政府委員(中島忠能君) 今回の寒冷地手当の改定につきましては、菅野先生初め多くの方々から御意見をちょうだいいたしました。その御意見をちょうだいする過程におきましていろいろな議論もいたしましたし、また私たちが教えられるところが多々あつたと思つております。

ただ、最終的には先生方の御意思に反する結果になつたということもございまして、私たちがいたしましたし、やはり情勢適応の原則に基づきましてこの際引き下げるべきものは引き下げるといふことに人事院に対する国民の信頼という面からいひましても踏み切らざるを得ない、こういうふうにも考えて行つたものでございます。御賛同いただけないと思つても、その点だけはひとつ御理解いただきたいと思います。このように思います。

次いで、具体的な御質問でございますけれども、北海道消費者協会というのは、先生の方がよく御存じだと思いますが非常に伝統のある消費者協会でございます。私も二十数年前北海道消費者協会を訪ねて、物価問題とかあるいは消費者苦情とか当時問題になつておりましたユリア樹脂に関する取り扱いとかそういうものを勉強させていただいたことがございます。その当時でさえ地方の消費者協会にしては非常に立派だということに感じて帰つてきたことを覚えておりますが、その消費者協会が全道で九百世帯ぐらひを対象にして調査をしておられるということもございまして、そ

の消費者協会の歴史、仕事の仕方というものが  
見まして私はこの協会における消費量の調査とい  
うのはかなり信用性の高いものだといふふうに考  
えております。それ以後消費者協会はかなり充実  
しておるといふ話も聞いておりますので、私たち  
はこの消費者協会の調査いたしました使用量とい  
うものをもとに議論させていただいてもさして不  
都合はないんじゃないかといふふうに考えており  
ます。

ただ、先生もお話しになりましたように、今回  
の寒冷地手当の改正というものは加算額について行  
ったわけでございまして、基準額そのものはその  
まま手をつけずにおりますので、先生がお挙げに  
なりましたように加算額部分だけの引き下げとい  
うものを計算いたしますと三七%になりますけれ  
ども、基準額を合わせたところで計算いたします  
と先生のお話しになります乙地では大体一四、五  
%の引き下げということになるかと思ひます。

寒冷地において仕事をなさる公務員というのが  
大変なことだということとはよく承知してあり  
ますけれども、やはり全体を見渡した場合にこ  
ういうことで私たちが勧告せざるを得なかったと  
いう背景事情もそれなりに御理解を賜りたいとい  
うふうに思ひます。

○菅野久光君 心を痛めながら減額勧告に踏み切  
らざるを得なかったというお話でございますが、  
総裁も何か体調を崩されたようなお話も聞きまし  
て体はどうぞひとつ気をつけていただきたいとい  
うふうに思っております。

でも灯油が安くなければできるだけ快適な生活を  
いうことでそれだけ消費量が伸びる。そういうよ  
うなことでもありましてこの使用量の調査など  
についても、関係団体等でもある程度話し合つて  
そういうものを継続されていってその上でこうい  
う話があるれば公務員もある程度納得できる部  
分があるんじゃないかなといふふうに思ひま  
す。

道の消費者協会を信頼されることは大変結構で  
すし、また北海道の消費者協会は立派だといふこ  
とを局長から言われて私もそういう意味では大変  
うれしいわけですが、そういう点でこの関係  
団体の方の理解を求めるといふことはどうかとい  
ふに思ふものですから私は申し上げているん  
ですが、その点、もう一度ひとつそういう形で考  
えられないかといふことをお尋ねしたいと思ひま  
す。

○政府委員(中島忠能君) こういう政定をする場  
合にはいろいろな関係方面の御意見を承るとい  
うことは非常に重要なことと思ひますし、また政定  
内容を固める過程におきましてそういう方々と意  
見を交換しながらできるならば合意に達するよう  
努力すべきだといふことも私自身十分承知いたし  
ております。

使用量につきましても議論の過程ではいろいろ  
な話が出ましたけれども、ただ、この使用量につ  
きましては、例えていいますと、寒冷地手当が支  
給されていない地域においても暖房費というものは  
必要でございます。そういう地域における暖房  
というものを考えますと、この使用量というもの  
を寒冷地手当の中でどの程度に位置づけて議論し  
たいのかかといふことはやはりこれから議論を  
深めるべき問題だといふふうに思ひます。

○菅野久光君 次に価格の問題なんです、昭和  
五十五年以來ずっと六月一日現在の価格を調査し  
ていらつしやるのです。今回は、夏の六月一日、  
いわば需要のないときの価格でありましたが、石  
油は国際価格でありますから非常に変動がある  
といふことで、現在は夏の時点よりも下がっている  
んですね。需要期なんですけれども、夏の六月一  
日現在から見ると下がっております。これは国際  
価格であるだけにこういうことがあるわけですが  
これも、通常の場合には、需要と供給といふこと  
から言へば、需要期には価格が上がるというのが  
一般的なんです。

そういう意味で今回は、できるだけ激変緩和と  
いふことも含め、今後のこともいろいろお考えに  
なつて三年間の平均といふようなことであつたわ  
けであります、この価格の調査の時期なんで  
す。

今までは確かにいいんですが、今回、思い切つ  
て減額勧告という歴史的なことをやられたわけで  
ありますから、ごときの冬かあるいは来年からで  
もいいんですが、六月一日ということだけではな  
くてもう一カ所需要期のどこかで調査をしてい  
く、そういうことがずっと積み重なっていくとい  
うことがこの種の問題については必要なことでは  
ないかといふふうに思ひますけれども、その辺  
はいかがでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 六月一日現在で調査を  
しておるといふのは、この寒冷地手当の支給日が  
八月末日ということになっておりますので六月現  
在で調べて八月に支給する、こういうことで六月  
一日というのを選んだ経緯がございます。

いふのはそんなに大きな変動はないんじゃないか  
といふふうに思ひます。先生の御指摘は仮に完全  
に適正だといつたとしても、毎年十二月になると  
灯油価格が下がっているといふことになりまし  
と、それを一〇〇にして計算しますと指数の変動  
といふのはそんなに変わらないんじゃないかとい  
うふうに思ひます。

したがしまして、私たちは六月一日現在で調べ  
ていることがそんなに不当だといふふうに思ひま  
せんけれども、そういう御意見が関係団体の方に  
あるとしたら関係団体の意見もこの際聞くこ  
とは私はやぶさかではございません。ただ、私た  
ちの考え方はそのものは今申し上げたような考え  
方でございます。

○菅野久光君 六月時点で調査して八月支給とい  
うことですけれども、実質的には、今回の勧告の  
ように六月時点で調査をしてそれでという形には  
なかなかついていけない。現物支給じゃないで  
すからね。地方自治体の場合には現物支給で、例  
えばドラム十本だとか十二本だとかといふこと  
で決めていくところがあるわけですね。しかし、  
国家公務員の場合にはそうじゃなくて寒冷地手  
当、そして加算額といふことで決めていっている  
わけですから、私はそういう意味からいけば六月  
一日で調査をして八月に支給しなきゃならぬとい  
うことではないんじゃないかといふふうに思ひま  
す。私は六月一日はずっと続けていっていいと  
思ひます。ただ、やはり需要期の価格が上  
るといふことは、供給と需要の関係からいけば一  
般的にはそうなんです。

だからこの機会に、六月一日は六月一日とし  
て、もう一つ需要期の価格といふものを調査する  
ことを考えてみていいのではないかといふこと  
を私は申し上げているんですけれども、その点い  
かがでしょうか。

なきやなりません。先生の御指摘は御指摘としてきよのところは承っておきたいというふうに思っています。

○菅野久光君 それから、今回の加算額の問題でやはり灯油価格の急激な低下が減額勧告に踏み切った大きな理由なんですね。

それはもう間違いないですね。  
○政府委員(中島忠能君) 灯油価格が下落し、かつその状況がやや安定状況にある、そういうことが主たる原因でございます。

○菅野久光君 調べによりますと、灯油を使っている家庭とそれから灯油以外の石炭だとかあるいは電気だとかガスだとかというのが約八割ぐらいですか、そんな比率になっているんですね。圧倒的に灯油を使っている家庭が多いわけでありまして、けれども、石炭は灯油と違って逆にわずかも上がっているわけですね。わずかな八割の中に含まれているものでありまして石炭を使っている家庭は灯油が下がったからということで加算額を下げられたことについて大変困っているといえますか、そういう状況というのは、これは容易に想像がつくわけですね。

大方がそうなんだから石炭を使っているものは我慢してもらわなさいかぬということになるとすれば、私はちよつと割り切れない気持ちがあるんですが、その点はどうにお考えでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 暖房用燃料として灯油ばかりを使っている人あるいは石炭ばかりを使っている人、それぞれ地域の事情によって変化はあるかと思ひます。  
ただ、今回、寒冷手当を改正する際に、私たちは二つの点について意を用いております。一つは、引き下げ幅につきまして、今先生がお話しになりましたように三七七ということでは若干の配慮をしたということ。

もう一つは、私たちは灯油と石炭のそういうような問題もあるという話を話し合いの過程で聞いてまいりましたし、また電気による暖房という話

もございましょう。そういうこともいろいろございしますが、そういうものを含めまして、この際、私たちはこの勧告による実施時期というものを来年の八月三十一日の支給というところから適用しようじゃないかということでも今回勧告に当たったわけでございますが、いろいろな要素というものがきちんと計算できてそしてその勧告内容というものが構成できれば一番いいんですけれども、やはりそういう個々の事情というものまでも含めて勧告内容を固めるといふのは大変難しいことでございますので平均的なところで勧告をする、しかも先ほど申し上げましたように基準額の方については手をつけずに来ておるといふことでございまして、そういう面をあわせて考えていただけますと対応していただけるんじゃないかというふうに思ひます。

○菅野久光君 時間が参りましたので最後に、先ほど申し上げましたように石油は国際価格ですから急激な上昇ということもあり得るわけですね。

十二月十日でしたか、朝日で「灯油価格上昇の心配」なんて記事が出ますと私もどきどきとするんですけれども、そういうような急激な価格の上昇とかがあつた場合に迅速に対応してもらいたいというのが私の率直な気持ちなんですけれども、その点についてお伺いをして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) 今回の引き下げというのは、何回も御説明申し上げましたけれども、灯油価格の下落が始まりましたから満五年を経過し、そして価格の下落幅も相当大きいということから引き下げの勧告というのを行ったわけでございます。

その反面といたしまして、引き上げのときにもやはり同じようなことを考えなきゃならないだろうというふうな思ひます。午前中もこれについて議論がございまして、引き上げについても灯油価格の動向を注視して適正な対応をいたしたいということも総裁から御答弁申し上げておりますので、私たちもそのとおり総裁の御答弁に従ひまして

今後の対応というものを考えていきたいというふうに思ひます。  
○菅野久光君 終わります。  
○飯田忠雄君 私、昭和六十三年十月二十五日に閣議決定がございましたが、この内容につきまして少しく質問をいたしたいと思ひます。  
給与改定をするに当たりまして、その措置が閣議決定なされております。その第一が、行政の合理化、能率化を積極的に推進する、こういう問題が説かれております。  
そこで、この問題につきましてお尋ねをいたしたいのでございますが、この閣議決定を御立案なさつて閣議に提出なさつたのは総務庁でございませうか。——この御起案をなさつたのは総務庁でございませうか、総務庁の方では一応この内容が十分おわかりだという前提のもとにお尋ねをいたしたいと思ひます。  
「行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する」というふうな述べられておりました、これは大変結構なことではございますが、それでは過去においてはこういうことほどどうであつたかという問題が出てくるわけではございませんか。これからこういうことを推進するんだというのではなしに、過去の引き継ぎとして推進するとかこういうふうな読めるわけではございませんか、従来これの合理化、行政事務につきまして、従来これの合理化、能率化をなされておりましたその実績はどのようになつておりましたか、お尋ねいたします。

○政府委員(勝又博明君) 行政事務・事業の整理の実績という御質問でございます。  
その実績というものを数字的に御説明することには難しいかと思ひますが、これまで行つてきました事項を若干申し上げてみますと、一つは、許認可等の整理でございます。

その内容といたしましては、第一に、各種の家試験事務の民間団体等への委譲を五十七年、五十八年に行つております。また六十二年には、許

認可等の新設の審査を行うこと、及び定期的な見直しを行うことを各省庁の許認可等検討会議で申し合わせ、六十三年の行革大綱で一層の推進を決定してあります。  
また、統計調査の整理再編ということでございます。

これにつきましては、統計調査四百九十六調査の中で百十五の調査につきまして五十九年度から六十一年度までの三年間にわたりまして整理再編を行つております。  
○飯田忠雄君 そういふようなことをして人件費の累増を抑制しようとなさつてきたわけですが、まあそれでも足りないで今後もしなければならぬということだと思ひます。  
そこで、事業を整理して人件費の累増を抑制してきた、こういうことではございますが、この事業の整理というふうな事業を整理なさつたのでございませうか。

○政府委員(勝又博明君) ただいま申しましたように、事務・事業の整理といたしまして許認可あるいは統計調査の整理を行つたわけではございますが、そのほかにも民間委託を推進いたしました。これは六十三年の行革大綱で決めたことではございますが、郵便事業につきましては、局内作業あるいは集配作業につきまして業務委託の分野を拡大するということ、あるいは、国立病院・療養所につきまして共通的な管理業務を民間委託することを推進するといふふうなことを決め、これに沿つてそれぞれの各省庁におきまして民間委託が推進されているところでございます。

○飯田忠雄君 今民間委託のお話が出ましたが、政府の行うべき仕事で民間に委託をした方がいいという仕事は大体どういふような方面の仕事でしょうか。  
○政府委員(勝又博明君) その点につきましては、第三次臨調答申及びそれを受けました五十八年行革大綱におきまして、技能・労働職員等が携わっている事業については民間委託を積極的に進めるといふことをうたつておるわけではございませ

す。  
○飯田忠雄君 政府の行う仕事を民間に委託するに当たっては経費が必要だと思いますが、民間委託費と比べましてそれを政府が行った場合の人員費との間には相当な差額があるかどうか、御研究になったことがございますか。

○政府委員(勝又博明君) 民間委託を行うことによりまして行政経費の節減に当然なるわけでございますが、具体的な数字についてはたまたま手元に資料を持ち合わせておりませんので後刻調べさせていただきますか。

○飯田忠雄君 それでは、その問題はそれだけにしておきまして、次に「人事管理の適正化」こういうことが述べられております。「人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する」というわけですが、「人事管理の適正化」という言葉がどうも明確でないように思いますのでお尋ねいたします。

この「人事管理」ということは、総務庁が各省の人事を管理する、こういう意味なのではないでしょうか。それともそうではないに、例えば総務庁で雇っておいての職員を管理をうまくやる、こういう意味でしょうか。

○政府委員(勝又博明君) 中央行政機関の一つとして内閣総理大臣の補助機関として私も総務庁人事局におきましては各省庁の人事管理の一体化の保持に努めておるといふことでございまして、私も総務庁が各省庁の人事管理を直接にやるという立場にはございません。

○飯田忠雄君 人事管理の具体的な方法はどうかうふうにおやりですか。

○政府委員(勝又博明君) 先生の御質問は人事管理の適正化の問題かと思いますが、人事管理の適正化につきましては、職員の士気の高揚あるいは活力の維持、あるいは政府職員としての一体感の確保、こういうものを通じて行政の公正な執行、さらには総合的あるいは効率的な運用を確保するということを目的とするものと理解しております。

○飯田忠雄君 人事管理を行います実際の具体的な例を挙げますと、各省の人事管理の一番の長は実際的には大臣の下の次官ではないかと思いが、それともつとまでいきましようか。

○政府委員(勝又博明君) 人事管理権というものは任命権そのものかと思うわけでございしますが、任命権者は本来的に各省庁の大臣でございしますが、具体的に人事管理の各事項に應じまして次官以下、下部に権限を委任しているというのが実情かと思っております。

○飯田忠雄君 人事管理を行うということは具体的な場合に内容がどうも明確でないように思いますが、国民の側から見ますと、どういふふうにして一人人事管理をしているのだろうかという疑問も持つわけでございします。余り役に立たないような人が偉くなったたり、偉くなると思った人がだめになったりということはいくつかあるわけですね。こういう問題について、人事管理がどこまで適正に行われているか疑いを持たれるわけですね。

例えば、今もあるかどうか知りませんが、以前、勤務評定ということがございました。勤務評定は今もございしますか。

○政府委員(勝又博明君) 勤務評定制度はございします。全省庁において勤務評定は実施されております。

○飯田忠雄君 この勤務評定なるものがまたいいかげんなものだと私は痛感したものです。

それは、割り当てをするわけですね。一つの省庁なりあるいは一つの課なりに割り当てをしまして、いい者と悪い者とランクを決めまして、例えば五段階なら一から五までありまして、一は何人、二は何人、三は何人と割り当ててくるわけですね。とにかく一番悪い五をどうしてもつけなければならぬようなそういう制度に昔はなっております。

私は、この制度のために随分人から恨まれて損したことがあります。以前、私の下に教授以下十三人の職員を持つておったんです。勤務評定をつけるというわけですね。助教とそれから講師

に悪い点をつけますと、その次に上へ上げることができない。したがって、例えば一は助教とこれから上がる人につけざるを得ないわけですよ。そして、教授はもう上がらないんだからどうでもいいんで、実は、私は総務部長を兼務してある教授を五にしました。これは最後までたたりまして大変恨まれたことがあります。

しかし、これはそういう勤務評定をつけるという制度そのものに私は無理があると思うんです。全部が優秀なんだから全部を一をつけちゃいけないのかという問題がございまして、そういう点につきましては現在は改まったと思いが、どういふふうになっていきますか。

○政府委員(勝又博明君) 総務庁におきましては、毎年度、年度当初でございしますが、その年度におきます「人事管理運営方針」というものを総務庁長官決定で定めまして各省庁に通知し、その周知徹底方を求めておるわけでございします。

その中で「職員管理の充実」という項目を設けてまして、特に「成績本位による人事運用の推進」ということをうたっておるわけでございします。

「職員」の志気を高揚し、公務運営の活性化を図るため、職員の成績及び能力に基づく適正な任用その他の処遇に配慮しなさいということ、「また、成績主義のより一層の徹底を図るための方策について引き続き検討」を行いたいということ、こういうことを述べておまして、人事管理におきまして成績主義の導入徹底ということを各省庁に求め、私も研究を進めたい、こういう姿勢でおるわけでございします。

○飯田忠雄君 人事管理の適正化という問題につきまして、やはり普通の省庁であれば最高は次官だと思いが、大臣が直接おやりになることはめつたにない。大臣の責任ですけれども、次官が補佐してやるということが普通だと思いが、

ところが、その一番上の次官が本当に正しい人事管理をしておるかということになりますと、これは非常に難しいんじゃないでしょうか。次官となればすぐやめなければならぬので、次の職

考えなければならぬということになるとその方頭がいつて人事管理がうまいかない。むしろ人事上は非難されるべきことをせざるを得ないということになると思いが、こういう点についてのお考えはどうでしょうか。問題が今でも起こっているでしょうか。そういう点についてどうお考えでしょうか。

○政府委員(勝又博明君) 各省庁の事務次官はいわば役人のトップの方でございまして、そのトップの地位を占めその職責を全うするためにはそれなりの資質、能力をお備えの方でございしますので、当然に各省庁におきましてそれぞれの省庁の実情に應じた適切な人事管理がなされているものと思っております。

○飯田忠雄君 閣議決定でおっしゃっている「人事管理の適正化等」を行うということの具体的な内容は、どういふことを考えてこういう案文をおつくりになったのでしょうか。

今の長官は閣議に出ておいでにならなかつたんですかね。長官の御意見はどうですか。

○政府委員(勝又博明君) 人事管理の適正化の具体的な中身でございしますが、私もいたしましては、例えば、成績本位による人事運用を進めるということあるいは職員の能力を開発し啓発するということが、さらには各省庁間の人事交流を推進するということなどを考えております。

○飯田忠雄君 「第七次定員削減計画」を着実に実施し、新規増員を厳しく抑制する」といふことが述べられておりますが、これにつきましてはどういふ方策になっておるでしょうか。

○政府委員(増島俊之君) 現在の定員管理の基本でございしますけれども、定員削減計画というのがございまして、これは昭和四十三年から始まっているわけでございしますが、三年あるいは五年という計画期間をつくりまして、現在、第七次定員削減計画になっております。

今の定員管理は、その削減計画というものをくりましてそして各省庁にいわば減員すべき員数というものを割り振りまして、言いますならばそ



れを一カ所に集めまして、そしてまた必要な各省庁の行政需要、外交の機能の強化とかその他もろもろの新しい行政需要がございますので、そういう方向に配り直しているわけでございます。そうしまして、集めましてまた配り直すということをやっております。そしてその残るものがございます。それがいわば純減と言われているものでございまして、昭和四十三年から今まで、第七次定員削減計画のちよど二年度にかかっておるわけでございますがその減員は、トータル二十一万三千二百十八人ということになっております。一方、先ほど削減計画でプールしましたものをまた新しい行政需要に配り直すという作業があるわけでございますが、そういう増員ではトータル十七万七千五百五十二人ということになっております。したがって、今まで純減になっておるものが三万五千八百八十八人というので、これがいわば純減数でございます。

そういうことで各省庁にとっては大変厳しいものでございますけれども、現在、そういう削減をし、それを原資として新しい行政需要に振り向ける、こういう年々の作業をやっておりますのでございます。

○飯田忠雄君 一つの官庁で職員を整理するということは大変なことだと思えます。

私は、かつて海上保安庁におりました当時に、定員上陸上要員を海上要員にしなければならぬようなそういうことが起こって、大変困ったことがあります。陸上要員の人は船に乗っても船を動かすことができない。しかも、事務がだぶつてたくさんのお客が乗るわけですね。こういう人を船で処理するということは大変困難であります。そういうようなことが生ずるわけです。官庁同士を合同しまして人員を割り振ってやるということになりますと生じます。やはり、割り振った人は特別の教育を施さないとだめだと思えます。私自身も特別の教育を施されました。海上の操船業務から全部習ったんです。私は法律屋ですからそういうものとは知らぬのですが、しなさいと言

われて覚えまして、今でも操船しろとおっしゃれど、それがだれでもできるわけにはいかぬのです。それは、幾ら教えてもどうしても覚えられない人もおります。

そういうようなことを勘案した上で定員削減計画とどう兼ね合わせていくかという問題がありますが、それにつきましましてはお考えでしようか。

○政府委員(増島俊之君) 現在の定員削減計画は、これはいろいろな職種等に着眼いたしましてある省庁については何%というような一定の削減の計画をつくるわけでございますが、先ほどの御議論の中でも行政事務の合理化というような問題がありましてけれども、具体的にどういふ事務を合理化してそういう削減に対応していくのかという事柄が一番わかりますのは各省庁でございます。したがって、各省庁もさらにまた各省庁の中で各部署にもなっていくわけでございますが、そういう主管のところがいわば工夫をいたしましてその削減計画というものをこなすわけでございませう。

一方、今度はそういう新しい行政需要というのが当然あるわけでございますが、それにつきましては、毎年度のいわば予算要求時に定員要求というのがございます。その新しい部分についてはどういふ人間を振り向けるか、必要とするかというところで増員要求をするわけでございます。そして、現実のその新しい事務にどういふ人を振り当てていくのか、そのためにどういふ訓練が必要であるかというところは当然各省庁において判断をし、実施をして、特に先ほど先生がおっしゃいましたように訓練を要するというものであれば一年あるいは半年の研修期間というように研修をやっていくわけでございます。

そういうことでこの具体的なやり方は、各省庁のいろいろな行政事務がございますので、そういういろいろな行政事務に対応したいわば適材を振り向けるということを行っております。

○飯田忠雄君 この問題をやっていきますと時間が来てしまいますので、次の問題に移ります。

閣議決定の第四項に「公庫、公団等においてその役員員の給与改定を行うに当たっては、経費の節約に努めるとともに」云々とあります。

それで、この公庫とか公団というものの性質ですが、これは政府機関なのかどうか、つまり国家機構の一部として考えられておるのかそれとも民間のものなのかという点についてどうも明確ではないのですが、政府ではどのようにお考えでしようか。

○政府委員(増島俊之君) 「公庫、公団等」とございまして、私も事務的には通称特殊法人という概念、これは私どもの総務庁設置法のいわば審査対象としておりますのでございまして、この総務庁設置法の中で「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」というのがございまして「法律により直接に設立される法人」といいますのは、もう既に今、姿かたちを変えましていたけれども、三公社がそれに該当するわけでございまして、「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる」といいますのは、政府が設立委員会を命じて設立行為をさせる、そういうものでございまして。

さらに、その特殊法人の中で、特殊法人という名称ではありませんが具体的に公庫とかあるいはまた銀行とか金庫とか公団とかいう名称があるわけでございまして。この名称のものが全く同一の性格を持つておるというものは、こういうものは設立されたものを振り返ってみまして吟味しまして全く同一のものであるということではないのでございまして。

しかし、公庫につきましましては現在九公庫ございまして、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫等がございます。その企業体としての性格でございますが、独立採算制が非常に希薄であって、政策金利により特定の対象に融資を行うも

のということとで一般市中金融機関の補完的な役割を果たす、そういうものを公庫というこの分類に属しているというふうにお考えいただければよろしいのではないかと存じます。

それから公団でございますけれども、公団にも十三公団ございまして、日本道路公団、首都高道路公団あるいはまた森林開発公団、水資源開発公団等でございますが、この名称からもわかりますように、道路建設とかあるいは農用地開発とか住宅建設とかという業務を行っておりますが、概括的に言いますと社会的に要請の強い公共事業、社会資本充実のための公共投資でございますが、その社会的に要請の強い公共事業を実施するもので、事業の規模が大きくかつ複雑であつて、また資金を民間または地方団体にも求めることが適当であるというようにされるものであつて、経営上独立採算制を有しているということがその共通性であるというふうな御答弁を別の委員会においても申し上げております。

○飯田忠雄君 今おっしゃいました公団、公庫等における給与の原資つまり給与を払うお金は、これは政府の予算から支出するのでしょうか。

○政府委員(増島俊之君) 基本的にこの特殊法人の職員といふものは公務員でございます。したがって、公務員の給与といふものは、先ほど言いましたように政策を推進するに当たつていわば各省庁の手となり足となる足となりと言つていいのかもしれませんが、手足となつて動いていくというふうな業務がございまして。したがって、いろいろな意味でこの給与面についても支拂をするといふことが給付を、あるいは交付金とかあるいは助成金とかというふうな形で出すというものは中にございます。全然そういうものを受けないものもあるわけでございまして、ここにあります公団のようなものではそういう助成をなしているものの中にもあるということでございます。基本的には特殊法人の職員といふものは公務

員ではございませんので、そういう意味の公務員給与というのではないわけでございます。しかし、一般的にこういう閣議決定をしますときのこの種の考え方として、基本としてこういう公庫、公団等についても厳しい管理、給与についての厳しい姿勢というものが要するというのであわせて閣議決定で収録されているというふうに理解しております。

○飯田忠雄君 ただいまおっしゃいました公団等でございますが、これは公共団体の職員録で調べてみましたら全部で百二十六もあるわけですね。公団が十四、事業団と名づくるものが十七、公庫と名づくるものが九、金庫が一、銀行二、基金十三、連合会二、共済組合六、協会十八、振興会六、株式会社十一、これはJRを除きます。研究所五、センター九、機構七、その他六とこういうふうになっております。

これを見てみますと、事業を経営しているものが多いわけですね。先ほどおっしゃいましたように、これは収入がある機関ばかりですが、収入があるけれども仕事が公的な仕事であるので補助をしなければならぬ、こういうことで補助をするから役職員の給与改定にも政府は口を出す、こういう意味でございませうか。

○政府委員(増島俊之君) 先ほど申し上げましたように、特殊法人の中には全く独立採算でやっておるものもあるわけでございます。しかし、もともとそういう独立採算というような観点からは事業の性格から執行できない。したがって、いろいろな公的資金といえますかあるいは補助金とか先ほどの交付金とかいうものも給されているものもあるわけでございます。

したがって、繰り返しになって恐縮でございますけれども、公務員給与についても厳しい姿勢で閣議決定されているわけでございますが、そういう一般会計の資金というものを給付している、そういう公庫、公団等のその事業につきましても、やはり、きちんとしたといえますか、少数精鋭といえますか、そういう観点に立ちまわして合理的

化というものをしていかなければいけない、そういう考え方であると理解しております。

○飯田忠雄君 それでは、次の問題に入ります。これは閣議決定では五号に書いてある問題で、地方公共団体におけるものでございます。

地方公共団体の公務員と国家公務員との間には現在給与法の統一がないわけですが、これは統一法をつくるべきではないかと考えられますが、こういう点について政府のお考えはどうでしょうか。

○説明員(松田研一君) 地方公務員の給与につきましては、自治省といたしましては、現在、一般的に規定がございまして地方公務員法の趣旨にのっとりまして、基本的に同種の職務に従事する国家公務員の給与に準ずるべきであるというふうな観点からそのような指導を行ってきております。形式といたしましては、地方団体では条例で定めるというふうになってはいるわけでございまして、このような指導によって対処できているのではなからうかと考えております。

○飯田忠雄君 この問題はいろいろ問題があるんですが、生活費の地域差の問題もあるし、これは一口に難しいので御研究を願うことにしまして、次の問題に入ります。

寒冷地手当は、毎年一回、八月三十一日に支給するところ書いてあります。しかも、それは越冬費用に対する補給金的性格を持つ給与だとこう記載されております。

そこでお尋ねをいたしたいんですが、人事異動というものは必ずしも八月三十一日にあるわけではございませんので、八月三十一日に支給するということにしましては、いたいた金を使つてしまつてから人事異動があつたのでは後から返還しろと大変迷惑なことになる。また、いろいろものを購入した後でその購入したものももう要らないということになつてしまふ可能性が

ありますので、これは毎月の初めあるいは終わりに一ヵ月分ずつ分割して支払うのが妥当ではないかと考えられるんですが、その点についての御見

解はどうでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 八月三十一日に支給をしてそして冬季に使用する燃料とか暖房器具とかそういうものを購入していただく、しかも一般的に言いますと夏の間の方が価格が安いだろうというので八月三十一日ということに支給されておるわけでございます。

先生の御指摘のような方法もあるかも知れませんが、先生も、現在、八月三十一日に寒冷地手当をもらつてその金を他の用途に使つて困つたというふうな話も特段聞いておりませんし、八月三十一日でとにかく支給していただいでそのまま続けてほしいというのが大半の公務員の声じゃないかというふうに思いますが、いかがでございませうか。

○飯田忠雄君 それでは、北海道に勤務する方の人事制度の問題です。

せつかく八月三十一日に支給するということにはしたんですから、九月以降は翌年の暖かくなるまでは人事異動は原則としてしないということならこれは大変いいと思ひます。しかし、人間は生身のものはいつ死ぬかわかりませんからね。死んだときはやむを得ぬから後任を出しますけれども、その後任に對しましても特別の考慮を払ふ必要があるのではないでしようか。後任には八月の三十一日にもらつたものを分割して返納させたものを与えるということだと随分不利になると思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(中島忠能君) 頭の中ではいろいろなことが考えられると思ひます。先生のお話もお話としてそれなりに理解できます。

ただ、現実にはそういう寒冷地手当を受給している職員で構成しておる団体がございまして、そういう団体の意見も一度聞いてみたいというふうな思ひます。

○國務大臣(高島修君) 寒冷地手当を分割して支給したらどうかとかあるいは異動をした場合にその一部を返納させて後任の人に渡したらどうかとかいろいろの御意見につきましては、今人事院の方からもお答えがございましたが、私も見ておりますと人事異動というのは大体八月前に通例行われておりました、八月以降は、例えば病気でどうしても休まざるを得ないあるいは不慮の事故で亡くなられるというふうなそういうケースの場合に補充をするということはあると思ひますけれども、そう数としては多くはないのではないか、ごく限られたものであろうと思ひます。したがって、そうしたことも十分念頭に置きながら人事管理を適正にやつていかななくてはならぬと思つております。

御意見につきましては私もまた勉強してみたいと思つております。

○飯田忠雄君 終わります。

○吉川春子君 まず、寒冷地手当の問題についてお伺ひいたします。

最初に、ちよつと確認しておきたいんですが、寒冷地手当については歴史的にいろいろないきさつがあり現在に至つておられますけれども、寒冷地手当とは何か、定義を伺ひます。

灯油、石炭の費用、暖房費などかあるいは暖房費のみならず寒冷地に住むことにかさむ費用の総称を言うのか、どれに当たるんでしようか。

○政府委員(中島忠能君) 寒冷地に勤務することによりまして生活費がその他の地域よりもたくさん必要だろう、その一部を補つてんするというふうな性格だというふうな心得ております。

○吉川春子君 寒冷地手当の前身は、北海道の暖房用石炭の使用による石炭手当と内地の新炭の使用による新炭手当というふうな何つています。そのときの生活習慣、石炭ストーブ、まきストーブの使用燃料から来ているわけですが、

政府は、加算額について、石油、石炭代という狭い定義で考えておられるのかどうか、その点はどうでしようか。

○政府委員(中島忠能君) 寒冷地域における主たる暖房用燃料ということで石油と石炭を代表として採用していただくことでは、どうかと思ひます。

○吉川春子君 主たるということであるとしてれば、それは新炭費用に限らない、こういうことですね。

○政府委員(中島忠能君) 現在の時点で申し上げますとやはり灯油が主たるものでございますので、灯油及びそれを補う形で石炭ということになるかと思ひます。

○吉川春子君 暖房費用、こういうふうにご定議として考えますとすれば、今日暖房器具も非常に多様化してきています。私、北海道新聞の記事も拝見したんですけれども、北海道では石炭ストーブあるいはセラミックヒーター等が有効で人気があるというふうにご報道されております。

北海道電力に伺いますと、一般家庭における月平均の電力使用量は、例えば、六、七月ですと各一カ月当たり六十四、五キロワットアワーというふうになっておられるんですね。ところが、一、二月になりますとそれが二百十キロワットアワーを超えていますので、夏と比較して三割増しぐらいになっています。夏と比較して三割増しぐらいになっているわけなんです。この電気の使用量の増加がすべて暖房器具によるものである、こういうふうにはもちろん断定できないんですけれども、この数字から見ても冬場に暖房器具として使われるものに電気をを使用した暖房器具もふえてきているんじゃないか、こういうふうにご言うことができるかと思ひます。

このように暖房器具の変化あるいは生活習慣の変化というものが今回の寒冷地手当加算額の引き下げに際してどのように勘案されたのでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 北海道消費者協会の調査によりますと、家庭用暖房として灯油が九七・三%の家庭において使用されておるといふ統計が出ております。したがって、私たちがその数字からいまして灯油というものが主たる暖房用燃料だろろうというふうにご受け取っていいだろろうか。

思ひますし、また民間における寒冷地手当というのものも見てみますと、灯油というものをもとに寒冷地手当を算定しているところが過半でございます。

したがって、暖房用燃料としてどのようなものを使われつつあるかという傾向そのものは私どもも注目していかねばならないと思ひますけれども、現在のところは灯油及びそれを補う意味において石炭というものをもとに算定するというごことで大体合意が得られるだろろうというふうにご思ひます。

○吉川春子君 そうしますと、電力による暖房、こういうものについては今回の加算額の引き下げについては全く考慮されなかつた、こういうことですね。

○政府委員(中島忠能君) そういう各種の暖房用エネルギーの使用状況をきちんと調査し、そしてきちんと引き下げるといふのも一つの方法だろろうと思ひます。

しかし、いろいろな議論の過程で私たちが考えましたのは、引き下げ幅につきましても、三年間の平均をとつてそこに幅を持たせようじゃないかという方法をとつたわけでございます。

○吉川春子君 何かおどかしの答弁のような感じがいたします。

それならば重ねてお伺ひいたしますけれども、人事院の示された灯油の年間平均使用量千七百九十九リットルは家計調査に基づいておられる、こういうことなんです。労働組合の調査によりますと、北海道での使用量はこれよりもはるかに多くて二千から二千二百七十四リットル、こういう数字が出ておられるわけなんです。それに基づいて計算しますと、今回の改悪で不足額が二万五千円から四万四千円にもなる、こういう結果になります。さらに、北海道新聞の報道やあるいは労働組合の試算によれば、四人家族で越冬費用は三十万円を超える、こういう計算になるといふことも言われておられます。育ち盛りの子供一人に防寒用品が八万円以上必要だといふ数字さえ言われておられるわけなんです。

す。こういう問題について寒冷地手当の法律には「人事院は、この法律に定める給与に關して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することが出来る。」というふうになつておられるわけですが、この種の調査というのはどの程度おやりになつたんでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 寒冷地手当の改定に當りましては、使用量というの私どもは注目しております。ただ、午前中から何回も議論に出ておられますように、暖房用燃料としては寒冷地手当の非支給地においても消費しておられる使用量でございます。したがって、寒冷地域における使用量のものをこの寒冷地手当の改定に當たつてどの程度の要素として考慮するかということについては十分議論を深めなければならぬというふうにご思ひます。

したがって、現在までのところは昭和五十五年に改定いたしました、やはりその当時購入することができた灯油ないし暖房用燃料というものを改定後においても確保することが出来る、ひとつそのようにしようじゃないかという前提で私たちは今回改定の勧告をしたわけでございます。が、勧告後の改定の額におきましても五十五年当時の暖房用燃料を十分確保できるように配慮はしてございます。

○吉川春子君 生活様式の変化その他で灯油の使用量も当然ふえておられるわけですし、この使用量を全然調査の対象にしなかつたといふことは非常に片手落ちではないかというふうにご思ひます。もともと公務員の給与が低く抑えられている中で寒冷地手当というのは生活給に組み込まれておられる、こういう要素もあるわけなんです。今度のアップ率も非常に低く抑えられておられる、その生活水準の向上というにもほど遠い現状の維持も危うい状況だ、こういうふうにも言われるわけなんです。ここ数年人勤が値切られたり低く抑えられたりする中で今回の寒冷地手当の引き下げといふのは生活水準の切り下げに通じる、こういうことなんです。

ども、この寒冷地手当の最後に総務庁長官の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(高島修君) 寒冷地手当につきましては、委員御承知のとおり、今まで灯油価格の高騰等に伴ひまして数次にわたつて引き上げをしてきたところであります。したがって、今回人事院におきましていろいろ調査の結果、引き上げるときにそういうことをベースにして引き上げたわけでありまして、引き下げについても調査の結果を踏まえて適切な勧告が行われたものと思ひます。これを受けてとめて私どもとしては法案を作成し御審議を煩わせているところであります。

したがって、今後また情勢の変化等がございましたら場合には人事院においても適切な勧告がなされると思ひますし、私どももいたしましてそれを受けて対処をしたいというふうにご考えております。

○吉川春子君 寒冷地で生活するというご自体なかなか困難な問題も多いわけですから、そういう面に十分配慮して寒冷地手当を決めるべきだと思ひます。

そこで、官房長官がお見えになりましたので、十六日の閣議で国家公務員の綱紀肅正策を決定されましたが、私はそのことについてお伺ひします。

官房長官は、十二月十六日付の文書で官庁綱紀の肅正に關し具体的措置の徹底を求め、「関係業者等に係る、会食、遊技、贈答品の受領、未公開株式の譲受け、政治家あるいは立候補予定者等の行方会合のパーティー券の購入斡旋等の行為について、特に留意されたい。」というふうにしておられるわけですが、今回の選定がリクルート事件に端を発しているというふうに見れば政治家こそ綱紀肅正が必要ではないかと思ひますけれども、その点については長官はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(小淵憲三君) お話のように、公務員に対しての綱紀肅正につきましては総理大臣の

閣議での御発言を受けまして昭和三十三年以来閣議決定をいたしまして、そのことを私から通知をし各省庁におきましてその実を上げるべく最大の努力をいたしておるところでございます。

つきましては、政治家についてこういうことでございますが、政治家それぞれは、昭和六十一年の六月二十五日の政治倫理綱領をそれぞれに拳々服膺し、この綱領を守ることが至当でございます。そして、それぞれの方々がそのようなお気持ちを持って対処されるべきものだというふうにご覧になっておられます。

○吉川春子君 この倫理綱領については別に意見がありますが、きょうは時間の関係で私はそこは触れません。

文部省の加戸官房長がお見えですからちよつとお伺いします。

新聞報道によりますと、高石前文部次官は六月の退官時に勲褒退職扱いを受けていたというんですが、退職金は幾ら払ったんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 高石前次官の退職金につきましては、国家公務員退職手当法の規定に基づきまして正規に支給をされております。

金額につきましては、個人の事情でございますのでお答えを差し控えさせていただきますかと思っております。

○吉川春子君 おかしいですね。

そんなものは、総理府汚職のときの退職金はちゃんと総理府は言ったんですよ。文部省は言えないんですよ。

○政府委員(加戸守行君) これは各省共通の事柄でございますけれども、事務次官あるいは局長等の退職手当につきましてはまだ金額を各省庁から申し上げた事例はございません。

○吉川春子君 そんなことないですよ。官房長は内閣委員会の審議に出ているわけじゃないから御存じないはずですよ。

そこで、総務庁にお伺いいたしますけれども、勲褒退職の制度について「国家公務員退職手当法の運用方針」の第三条関係の四によりまして「退

職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勲褒退職として取り扱わないものとする。」ことになっておりとありますけれども、この趣旨はどういうことでしょうか。

○政府委員(勝又博明君) 退職手当制度におきまして勲褒退職の制度は、いわゆる普通退職の場合に比しまして割増しの退職手当を払うものでございまして、その趣旨は、本人の意思によらないで退職するというところにあります。

しこうして、今回の立候補の件でございますが、この点につきましては、国会等におきましても退職前に立候補の意思表示をしている職員が退職した場合には、本人の意思に基づくものであるの自己都合の扱いにすべきであるという御議論もございまして、退職手当制度の適切な運用を図るよう昭和六十年度に通達を出したわけでございます。

○吉川春子君 加戸官房長、いかがですか。今度の場合、高石前事務次官はもう在職中から選挙に出るということを公言され、選挙運動をされ、そして国会の委員会でもたしか文教委員会だと思えますけれども批判をされているわけなんです。退職時にそういうことがはつきりしていたんじやないかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(加戸守行君) お尋ねの事柄は、三月二十二日に高石前次官がテレビのインタビューに答じましてその立候補問題の質問を受けて、在職中でございますのでお答えいたしかねる、ただ、地元で勝手連のように私を担ぐ動きがあることについては感謝をしておる、そういう発言が一種のそういう意向のように受け取られたわけでございますが、高石前次官が政治への意向を声明されましたのは退官後一月たちまち七月八日に次期衆議院選出馬の表明をいたしました。

ただし、この点につきましては、先般、十二月十三日にその声明を白紙に還元されて、選挙準備は取りやめるといふ談話を発表されております。

○吉川春子君 やめるときには代議士に立候補するなどゆめゆめ思っていなかった、しかしその一月月の間に急遽選挙に立候補するという決意を固めた、こういうふうにおっしゃるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 恐らく御本人に政治への志向はおありのことであつたと思えますが、高石前次官は六十一年の六月に就任されて二年を経過してございまして、文部省では通例一、二年で事務次官は交代するわけでございますので、定年の前にそういう形で人事を刷新し後進に道を譲るといふ観点からの後進を受けて退職されたものと存じております。

○吉川春子君 総務庁長官にお伺いいたします。文部省の事例と一応切り離してお考えください。選挙に立候補するというのを、退職する前は当然そんなことを大つぱらに言えるわけでもないし言うはずはないんですけれども、しかし退職直後に立候補の活動に入る、こういうような場合、一般的に言つて総務庁の通達に反しないんですか、反するんですか。

○国務大臣(高島修君) この運用方針におきまして「選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合」という書いてございます。その「明らか」の証明というのが実はなかなか難しいんだらうと思えます。

したがって私どもといたしましては、国民の皆様方に疑念を抱かれないようにきちつとした対処を各省庁においていただきたというふうにご覧になっております。

○吉川春子君 文部省に伺いますけれども、そうすると、高石前次官は退職するときは勲褒扱いにするというのにはだれが決めたんですか。

○政府委員(加戸守行君) 従来から文部省におきまして、定年以前に事務次官が一年ないし二年たちまちと後進に道を譲るといふことでございまして、また辞職願もそのような形で出てまいりますので、勲褒の扱いをするということが従来からの取り扱ひでございます。

○吉川春子君 官房長官にお伺いいたします。総務庁ではこのような通達が出ているわけですね。そして、今度の高石前事務次官の事例はまさにその勲褒退職の扱いとしてはならない、こういう内部規則に触れるものと思えますけれども、この問題については総務庁長官は、いえ、それは総務庁の判断ではありません、各省が御判断なさることですと繰り返して衆議院の内閣委員会でも述べられておりますので、各省の総括的な立場にある官房長官にお伺いいたします。

このような事例はさつき言われました総務庁の通達の趣旨に抵触するんじゃないですか。

○国務大臣(小淵憲三君) ただいま総務庁長官並びに文部省の官房長の御答弁をお聞きいたしておりましたが、私といたしましては、この退職に關しましては人事の刷新によるものと聞いておりました、文部省におきまして総務庁長官通達の趣旨を踏まえ適切に対処いたしましたものと理解いたしております。

○吉川春子君 その答弁は絶対に納得できません。そんなことだつたらば、次官でやめて選挙に出るなどという人は全部当てはまらないということになれば、この通達の意味がなくなるんじゃないですか。

それで、最後に官房長官にお伺いいたしますけれども、今度綱紀肅正の通達を出されましたが、これに基づいてもっと細かく実効性のある内容を決めて対処なさる計画があるんですか。

○国務大臣(小淵憲三君) 今回の綱紀肅正についての通達につきましては、先ほど来申し上げましたように、余り類例を見ない形で今回特に総理からの御指示もあり、いたしたわけでございます。したがって、行政の長たる者の考え方をここに明確に通知いたしましたわけでございますので、公務員一人一人、その趣旨を理解し、適切に対処し、その実効を上げられるものと確信をいたしておる次第でございます。

○吉川春子君 終わります。

○柳澤謙造君 余り難しい質問はいたしませんけれども、大事な点でお聞きをしてみたいと思

うんです。

ことしの公務員のペアというものは、八月四日に二・三五％というのが出されたわけです。これは四月分から実施と。そして、この十二月の下旬に来てやっとこれが決まって支給がされるということになるんですけれども、毎年毎年同じことを繰り返して同じことを私たちが言っているんですか。それだけが第一の質問です。

○国務大臣(高島修君) 人事院勧告をいたしたい場合にはこれを早期に完全実施したいということですが、私どもとしては給与関係閣僚会議において最初からそのことを強く要請しておるところであります。財政当局などにおきましてはなかなか厳しいということですから、三回ほど会議を持たざるを得なかったということであり、私どもとしては非常に残念に思っておりますが、実態が今日までそういうことであります。

しかし、私どももいたしましては、人事院勧告があればできるだけ速やかにこれを法案として出しているように今後とも努力していきたいと思っております。

○柳澤錬造君 その答弁を毎年聞いているの。それで少しも改められない。

総務庁長官、税金は三月十五日確定申告、そのときに一遍に全部払えないという人は延納を申し出ることを認めてくれるわけです。そのかわり一日幾らで延滞利息を取るわけなんです。だったら公務員のこれも、四月から実施といつて人動が出たんだから、十二月の今ごろまでにならなければその給料の差額も払えないというならば、どうなんでしょうか、遅配利子をつけてやったら、そうしたら政府もそれだけ余計な金を払わないといかぬのだから、同じ払うものだったらさっさと払おうという気が少しはなると思ふんだが、いかがですか。

○政府委員(勝又博明君) 公務員の給与改定は、先生御存じのように人事院勧告に基づいて行われ

るわけでございますと、一方におきまして給与法定主義によりましてすべて法律に基づいて行われるものでございます。

ことしの給与改定につきまして、人事院勧告を受けまして政府として国会に御提出して現在御審議いただいている給与法案が成立するのを待って初めて実施されるものでございますので、先生御指摘のように、遅延利息を払うということはなかなか難しい問題じゃないかというふうに思っております。

○柳澤錬造君 私はそんなことを聞いてるんじゃないの。

八月四日に人事院の勧告が出たら即刻それはやるべきことなのよ。民間の会社だったら、そうでしょう、労使で決まったらすぐもう実施をするわけなんです。だから、八月分の給料を払うときに四月にさかのぼって差額分を入れて払わなくちゃいけないことなんです。それを、この十二月の今ごろまで引張って、そして土壇場に来て国会の議決をいただいでやるかというのです。その間に間違いがあるんですよ。それを幾ら言っても直さないんだ。ついたらもうしょうがないから、今言つたように遅配利子をつけなさい。そうしたら、総務庁長官が一人で孤軍奮闘したつて関係閣僚会議の中でなかなか通らないからこうなるんだから、政府の中で少しは何とかしよう。

今の答弁は取り消し、もう一回やり直し。

○政府委員(勝又博明君) 公務員の給与改定は、先生薦と御存じのとおり、人事院勧告が出ればそれで即改定されるものではございませんで、法律の改正という形で国会の議決をいただきまして、形が整ったところで初めて実施されるものでございますので、八月時点以降の遅延利息でございますかを払うというのはなかなか難しい問題であるということをお願いいたします。

ただ一方、先生御指摘のように、人事院勧告がออกมาしてから給与法の成立までに数カ月の期間を要しているということが問題であるということとは

私どもも重々承知しておるわけでございまして、先ほど私どもの大臣が申し上げましたように、人事院勧告の早期の取扱方針の決定並びに速やかな法案の国会審議というものを御願するよう今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○柳澤錬造君 そんな答弁を私は聞いてるんじゃないんだよ。

だったら、大臣、ああいう寝言のようなことを言っているのならば、やはり労働基本権を返す。労働基本権の代償として人勤制度をつくつたんですよ。君らの労働基本権はよこせ、そのかわり人事院を設けて、人事院から勧告が出されたら黙つてそのとおりやってあげようという形でもつてこの制度がずっと来たんだ。だから、それが守れないならば、労働基本権を各組合に全部返して、全部各省庁ごと個別にベースアップ交渉をやつて、それで決まったら即刻それぞれの省庁でやればいいんだ。そうなきやいいますか。これは大臣から答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(高島修君) 現在の人事院勧告制度というのには非常によく機能していると思ひます。これは人事院が大変公平な立場で判断をしている調査をされた結果に基づいて勧告をしておられるわけでありまして、それを完全実施するということによつて今労働関係もまた非常にうまくいっているのではないかとおもうに思ひます。

問題は、それをやめることではなくて、むしろ勧告があつたらできるだけ早く実施することだということに思ひます。長い間の慣行みたいなやつになっておりました、十二月ぎりぎりにならないと実現できないというのは非常に残念に思っております。

○柳澤錬造君 でも、大臣、今のようなああいう

答弁をしている局長が総務庁に在る限り、だめ。国会が議決をしなければ、それはそのとおりなんです。しかし、国会で議決をしてくださいますと、その法案を出すのは政府でしょう。それを政府が出さないで、ああでもないこうでもないといつ張つてくるからこういう形になるわけなんだから、総務庁の方とするならば人動が出たならば即刻、ことしなんかはあつた夏場も国会をやつていたんだからそこへ持ち出して、これは早く通してくださいといつてやらにいかぬ。政府が出さないわけでしょう。出さないから国会で審議しようといつたつてできやしない。国会へ来たつて来たつて今度のは自民党の方はなるべく後ろの方へ引張つていってこれをおくらせようとするからこうなる。

これは、言わんとしていことはもうおわかりだし、ただ、何かもうちょっと改善をして、同じお金を払うならば公務員の皆さん方にも気持ちよくあつたつたといつて差額をもらえようによつてくださいます。そういう希望をつけてこの点は終わつておきます。

今度防衛庁の方です。

これも前からの問題でもつてなんですけれども、私はこれもまことに不可解で、ことしは聞きをしておかなければと思ひます。一等陸佐といつたら、今は何と云うか知らないけれども、連隊長ですね。この一等陸佐の最低が三十一万四千円。それで三等陸尉、尉官の最低のところの最高が四十一万三千二百円。それどころじゃなくて、二等下士官の最高でも三十四万四千八百円。二等下士官の最高が一等陸佐の最低よりも高い。

公務員の場合には何級何号俸ということでも動機も関係するから、それはいろいろあるのはわかる。しかし、自衛隊の場合には指揮命令系統があるんだから、やつぱり、一階級の上の者は給料も余計もらう形でなかつたら指揮をとれないわけ。何でもこういう給与法にしておかなければいけないのか。大体、一つの階級に三十年もいるなん

ということはありません。

なぜこういう給与方法にしているんですかという  
ことをまずお聞きしたい。

○政府委員(児玉良雄君) 自衛官の俸給につきましては、階級を基本にいたしまして、それに自衛隊に入隊後の在隊年数などによる職務に対する熟練度等を加味いたしまして、これらをおおむね給与体系になっております。そして、各階級におきまして任用の管理であるとかあるいはその階級での在官年数であるとかこういうことを考慮いたしまして必要な号俸を設けておまして、今御指摘のように、さまざまな階級でさまざまな号俸が出てくるわけでございます。

したがって、同じような経歴で同じような勤務年数の人の中では通常階級の上の者が低い給与を受け下の階級の方が高い俸給を受けるということはございませぬが、任用区分などの違いによりましてこれが逆になるというような事態が生ずることはございませぬ。

自衛隊は、御指摘のように、組織編成、指揮命令系統によって統率をされておられますが、これはこのような階級とそれから一般的に行われております給与の立て方とを両方調和させてこのような俸給表になっておるわけでございませぬ。

○柳澤錬造君 何を言っているんだかさっぱりわからない。

例えば、三等陸尉なら三等陸尉、これは昔の少尉だけれども、大体、そこに任官をして三十四年間もそこにいるという人がおられますか。あり得ぬことなんでしょうね。

そして、一等陸佐といったら、さつきも言ったとおり、言うならば連隊長。連隊長よりも尉官どころじゃない二等下士官の方が高い給料をもらいます。そんなことでもって自衛隊の秩序が成り立ちますか。指揮命令がちゃんときまいますか。それは、二等下士官よりは一等下士官が上、一等下士官よりは三尉が上、こうならなかりや。

だから、例えば一等陸尉から三等陸佐になる。そうしたら、一等陸尉の最高よりも三等陸佐の

最低が上だというふうな形にしておかなかつたら。

これは、公務員の場合、各省庁の場合だと、例えば同じ課長といつても地方の課長と本省の課長とは全然格も違う。本省の課長だつたら地方の局長と同じくらい、だからそういうことは成り立つ。しかし、自衛隊はそういうわけにはいかないんです。あそこにも先輩がいらつしやるから聞いたらいいと思うんだけど。

こんなことで我が国の自衛隊の統制がとれますか、秩序がとれますか。大臣、答えてください。

○国務大臣(田澤吉郎君) 自衛官の給与は士気高揚に大きな影響を与えるものでございませぬ。したがって、今御指摘の点、これは階級制度を基本にしてきておられますけれども同時に経験年数というものも配慮しながら進めてきていこうかと思つて、多くの場合、下級の自衛官が上級の自衛官よりも給料が高いということはそんなに例がないのでございませぬけれども、御指摘のような例も確かにあると思つてございませぬ。

したがって、自衛官の給与は先ほど申し上げましたように士気高揚に大きな影響を与えるものでございませぬから、将来ともこの問題については十分検討してまいりたい、かように考えております。

○柳澤錬造君 時間はまだあるけれども、私、まだ向こうも行つてやらにいかぬから、きょうここでどうこうと言つたつてこれは無理なことではないけれども、来年のときにはこんなものではないように。どう考へたつて一等陸佐といつたら大変なものですよ。その一等陸佐よりも二等下士官が高い給料になり得るなんてそんなことは、やっぱり、自衛隊の秩序を乱す。そういう点で実態をお調べいただいて、そして実情に合ったような給与法にしていただくことを、希望だけ申し上げて

おきたいと思つています。

○委員長(大城眞順君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認めます。

一般職の職員給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案の修正について吉川君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。吉川春子君。

○吉川春子君 私、日本共産党を代表して、政府提出の一般職の職員給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

政府提出案は、本来別々の法律であるものを一本の法律の改正案として提出しておりますが、これは国会の審議権を制約する不当な方法であります。政府案は、今年度の人事院勧告に基づき、一般職員の給与を平均二・三五%引き上げるといふ不十分ながら改善部分と寒冷地手当の加算額を平均三七%引き下げるといふ改善部分から成つております。

本修正案は、この寒冷地手当の加算額切り下げ部分を削除するものです。

政府は加算額を切り下げますが、北海道や東北地方の値下がりを受けては、燃料は食料よりも大切なものと云われるほど、燃料代だけは決して節約することができないものであります。この重要な燃料購入にかかわる手当を関係者との合意もなく、慎重な検討を経ないで切り下げるとは極めて遺憾であります。

本修正案は、寒冷地手当加算額の切り下げをや

めさせ、厳しい寒さと闘いながら働く公務員労働者とその家族の生活を守るために提出するものです。よつて修正案の内容は、政府案の寒冷地手当に関する第一条の前の見出し部分及び第三条を削除するものです。

なお、この修正案に要する経費は約二十四億円と見込んでおります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(大城眞順君) ただいまの吉川君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。高島総務庁長官。

○国務大臣(高島修君) ただいまの一般職の職員給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(大城眞順君) それでは、これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私、日本共産党を代表し、一般職の職員給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、特別職の職員給与に関する法律及び国防花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

特別職給与改正案のうち、秘書官の俸給改善などの俸給水準から見ても必要な改善措置も含まれておりますが、もともと高給である大臣、政務次官など一部高級官僚の俸給引き上げ率が今回も一般職のそれを上回つておることは上層下層がますます顕著になることになり、反対であります。

防衛庁職員給与法改正案は防衛庁の一般職員、

曹士隊員、下級幹部とその家族の生活実態から見て給与改善は必要と考えますが、しかし、今日I N F条約締結、ソ連軍五十万人の兵力削減発表など軍縮は世界の確かな潮流となりつつあるにもかかわらず、政府は自衛隊の増強、軍事費の増大をますます進めております。自衛隊が米国の世界戦略に強く組み込まれ、より一層憲法違反の性格を強めていることとあわせ、本法案には賛成することはできません。

以上申し述べまして討論を終わります。

○委員長(大城眞順君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、吉川君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大城眞順君) 少数と認めます。よつて、吉川君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大城眞順君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

永野君から発言を求められておりますので、これを許します。永野君。

○永野君 私は、ただいま可決されました一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

寒冷地手当制度の趣旨にかんがみ、政府並びに人事院は、寒冷地帯における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じ寒冷地手当加算額の適切な改善を行うべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大城眞順君) ただいま永野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よつて、永野君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、高鳥総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高鳥総務庁長官。

○國務大臣(高鳥修君) ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、政府として、今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

○委員長(大城眞順君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後三時五十八分散会

(参照)

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律」を削る。

第一条の前の見出しを削る。

第三条を削る。

附則第一項第二号中「並びに第三条の規定」を削る。

附則第八項中「(第三条の規定を除く。)」を削る。

この修正の結果必要となる経費は、昭和六十四年度において約二十四億円の見込みである。

る請願(第四一四号)

一、恩給改善に関する請願(第四一四二号)  
一、共済年金改善に関する請願(第四一四三号)  
一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第四一七四号)

第四〇八三号 昭和六十三年十一月二十八日受理

恩給改善に関する請願  
請願者 神戸市北区鈴蘭台南町三ノ三ノ五 宇野敏美

紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第四〇八四号 昭和六十三年十一月二十八日受理

共済年金改善に関する請願  
請願者 神戸市北区鈴蘭台南町三ノ三ノ五 宇野敏美

紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第四一四四号 昭和六十三年十一月二十九日受理

退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願  
請願者 栃木県鹿沼市蓬萊町九二二ノ四 大内義夫

紹介議員 森山 眞弓君  
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第四一四二号 昭和六十三年十一月三十日受理

恩給改善に関する請願  
請願者 兵庫県水上郡春日町柳原一五〇 山本啓治

紹介議員 海江田鶴造君  
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第四一四三号 昭和六十三年十一月三十日受理

共済年金改善に関する請願

請願者 兵庫県水上郡春日町棚原一五〇

紹介議員 山本啓治

紹介議員 海江田鶴造君

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第四一七四号 昭和六十三年十二月一日受理  
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願

請願者 栃木市入舟町二ノ三 茅島誠一

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願  
(第四三七三号)

一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第四四三六号)

第四三七三号 昭和六十三年十二月七日受理  
スパイ防止のための法律制定に関する請願(十通)

請願者 島根県松江市古曾志町七三四 中

山哲夫 外六百七十二名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四四三六号 昭和六十三年十二月八日受理  
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町字城ノ内九ノ

四 高橋良一 外二千九百九十九名

紹介議員 石原健太郎君

この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は十一月二十二日)

一、一般職の職員の給与等に関する法律及び国  
家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を  
改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び国際  
花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時  
措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案